

奈 町 村 議 第 1 6 7 号
平 成 2 5 年 8 月 2 8 日

各 町 村 議 会 議 長 殿

奈 良 県 町 村 議 会 議 長 会
会 長 松 本 宗 弘



道 州 制 導 入 に 反 対 す る 意 見 書 に つ い て (依 頼)

平素、本会の運営等につきましましては、種々ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国町村議会議長会では、これまで道州制に関し、「絶対に導入しないこと」を町村議会議長全国大会や都道府県会長会において決定され、また政府・国会に対しても適時要請が実施されて参りました。

しかしながら、与党の自由民主党・公明党においては、道州制の導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また野党の日本維新の会・みんなの党は、既に共同で「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査の扱いになっているところであります。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さな
いまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権
限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の強制合
併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が
衰退してしまうことは明らかであります。

全国町村議会議長会としては、各政党の動きや法案の動向を引
き続き注視し、政府・国会に対して適時適切に要望をされる所存
ですが、道州制導入を断固阻止するためには、全国の各町村から
「導入反対・法案反対」の声を一斉に上げていただき、すべての
町村が一丸となって、この動きに対処していくことが必要であり
ます。

つきましては、貴議会におかれまして、ご多忙の折、大変お手数をおかけしますが、道州制導入の反対に向け、統一して足並みを揃えるために、別紙「意見書例」の内容により9月議会において意見書を可決し、地方自治法第99条に基づき政府・国会へ提出していただくよう、特段のご配慮とご協力方をよろしくお願い申し上げます。

なお、道州制導入反対の意見書を提出されましたら、別紙「道州制導入に反対する意見書提出状況」に意見書名、可決年月日、提出先をご記入の上、意見書の「写」を添えて、平成25年10月末までに本会までご報告くださるようお願い申し上げます。

また、採択された意見書につきましては、全国町村議会議長会のホームページの「意見書・決議検索システム」にもご登録くださるよう併せてお願いいたします。

(意見書例)

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々〇〇議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年〇月〇日

〇〇〇〇あて

〇〇都道府県〇〇町村議会

意見書の送付先（例）

衆議院議長	伊吹 文明
参議院議長	山崎 正昭
内閣総理大臣	安倍 晋三
内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）	麻生 太郎
内閣官房長官	菅 義偉
総務大臣 内閣府特命担当大臣（地方分権改革） 道州制担当	新藤 義孝